

## 主要期間一覧（3）（特許異議）

（特許異議の申立て）

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)		初 日	期 間 (延 長)		備 考
				国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】						
特許異議の申立て	113①		特許掲載公報の発行日	6月	6月	
再審の請求	173①		取消決定確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
取消決定に対する訴え	178③		取消決定の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	120の5②	120の5①	取消理由通知の発送日	60日又は75日 ※	90日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の5①	120の5①	取消理由通知の発送日	60日又は75日 ※	90日	
		120の5⑥	訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日 ※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	120の5①		取消理由通知の発送日	60日又は75日 ※	90日	
	120の5⑥		訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日 ※	50日	
	150⑤		証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日 ※	50日	
訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出	120の5⑤		取消し理由を記載した書面の発送日	30日又は45日 ※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	119②、174②		参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日 ※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174②、③		審尋書の発送日	15日又は30日 ※程度	25日程度	
命令による方式補正	120の5⑨、120の8、174②、③		指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 申立ての理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10日又は25日 ※ 10日又は25日 ※ 20日又は35日 ※ 30日又は45日 ※ 20日又は35日 ※	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	120の8、174②、③		却下理由通知の発送日	20日	20日	
命令による受継のための期間	23①		受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50③ただし書、規50の8①、規58の2①ただし書、規58の17、規60①など		通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174②、③		物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(附)は附加期間

(追加H27.2)